

南国市														
(金抜)														

令和 7 年度
高知県 南国市 中谷
南国市地籍調査事業 中谷地区（2024-01）地籍測量業務委託

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

令和 7年 4月 1日 積算単価適用

令和 7 年度

南国市地籍調査事業

中谷地区（2024-01）地籍測量業務委託

特記仕様書

南 国 市

第1条 適用範囲

本業務は、「南国市地籍調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施するものとする。

第2条 業務内容

1 業務内容は、下記のとおりとする。

1) 実施区域	南国市 中谷の一部（2024-01）
2) 実施範囲	別添平面図参照
3) 調査面積	0. 8 0 4 km ²
4) 作業工程	①地籍図根三角測量 C工程
	②細部図根測量 F I 工程（D工程省略）
	③一筆地測量 F II - 1 工程

2 C工程において設置する地籍図根三角点は、現場打ちコンクリート等で杭を保護するものとする。

3 業務分担

「南国市地籍調査業務共通仕様書」を参照

第3条 その他

地籍調査を実施した隣接地区における細部多角点標高との整合がとれない場合等を除き、標高計算を可能な限り実施するものとする。

南国市地籍調査業務

共通仕様書

(1 年目工程 山間部)

第一章 総 則

（目的）

第1条 本仕様書は、南国市（以下「甲」という。）が、国土調査法に基づき実施する地籍調査事業による一筆地調査業務（E工程）及び地籍測量業務（C・FⅠ・FⅡ工程）の各作業方法等を本業務請負人（以下「乙」という。）が円滑に実施する上で必要な事項を定めるものである。

（作業規定）

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか業務委託契約書及び下記の法令等により行うものとする。

- （1）国土調査法
- （2）国土調査法施行令
- （3）地籍調査作業規程準則（以下「準則」という。）
同運用基準（以下「運用基準」という。）
- （4）地籍調査票作成要領
- （5）地籍図作成要領
- （6）地籍簿作成要領
- （7）現地調査等の通知に無反応な土地の所有者等がいる場合における筆界の調査要領（令和6年6月28日国不籍第307号）
- （8）地籍調査事業工程管理及び検査規程
- （9）測量法
- （10）不動産登記法等関連法規（参考）
- （11）地籍調査成果電子納品要領
- （12）地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン

（計画）

第3条 乙は、本業務を遂行するにあたり、契約締結後、速やかに次の書類を作成し甲の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様とする。

- （1）作業実施計画書
- （2）着手届

- (3) 工程表
- (4) 主任技術者届、現場代理人届及び作業従事者届
- (5) その他甲の指示する書類

2 作業実施計画書には、下記事項を記入するものとする。

- (1) 地籍調査業務概要
- (2) 調査範囲の位置図
- (3) 実施方針
- (4) 安全管理
- (5) 工程表
- (6) 業務組織計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時含む）
- (10) 使用機器の種類、名称、性能及び検定証明書の写し
- (11) その他

(管理技術者等)

第4条 管理技術者は、乙において選任する本業務に精通した経験豊かな者で、作業全般の管理及び統括、作業現場の運営、取締りを行うものとする。

なお、管理技術者は本業務が完了するまで原則として変更できない。但し、病床、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

2 主任技術者（班長）は、本仕様書等に定められた業務を遂行するものとする。

なお、管理技術者は、主任技術者を兼ねることができる。

3 現場代理人は、主任技術者を補佐するものとする。

4 主任技術者は、下記のいずれかの有資格者でなければならない。

(1) 一筆地調査業務（E工程）

- ・地籍主任調査員
- ・地籍調査管理技術者
- ・地籍工程管理士
- ・土地家屋調査士
- ・土地改良換地士

- ・土地区画整理士

(2) 地籍測量業務(C・FⅠ・FⅡ工程)

- ・測量士
- ・測量士補

5 測量作業に従事する技術者は、測量法第48条に規定する測量士又は測量士補でなければならない。

(打合せ)

第5条 本業務を遂行するにあたり、作業打合せを3回以上実施し、乙は協議した事項を打合せ記録簿等に記録し、相互に保管するものとする。

(関係官公署との調整)

第6条 乙は、本業務を遂行するにあたり、関係官公署との調整が必要な場合は、甲と共に対応するものとする。

(貸与資料)

第7条 本業務を実施する上で必要な資料等(甲以外の第三者が管理する資料等含む。)は、甲が主任技術者に貸与するものとする。

2 貸与資料を本業務遂行上複製が必要な場合は、甲の承諾を得て行うものとする。

3 貸与された資料等及び第2項の複製品については、その重要性を認識し破損・紛失・盗難等の事故のないように管理するとともに、取扱いには十分注意し、本業務の完了後あるいは使用終了後には、甲の照合を受け速やかに返却するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、本業務の遂行上知り得た事項については、本契約期間並びに終了後も第三者に漏洩してはならない。

2 乙は、貸与資料を使用するにあたっては、資料内容に十分留意し、個人情報等の保護に万全を期するものとする。

3 乙は、業務上収集した情報を甲の許可なく複写及び加工、外部への持出し、並びに目的外使用してはならない。

(身分証明書及び土地立入)

第9条 乙は、業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。

2 乙は、調査のため他人の宅地等に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は既住者にその旨を通知すること。

3 乙は、業務終了後、速やかに身分証明書を甲に返納すること。

(工程管理)

第10条 本作業における工程管理は、地籍調査事業工程管理及び検査規程により実施するものとする。

2 乙は、本業務の作業段階ごとに作業内容、作業手法等を甲と協議し、協議結果を打合せ簿に記録し、その都度甲に提出するものとする。

3 乙は、毎月の業務の進捗状況を報告書にまとめ、翌月5日までに提出すること。ただし、5月及び1月については翌月10日までの提出とする。

なお、業務実施中に、乙は甲から資料の提出を求められた場合は、期日までに作成して提出しなければならない。

(使用機械器具)

第11条 本作業に使用する機械器具は、測量精度を十分保持し得るものとし、作業着手前に使用機械器具名を記載した書類及び検定証明書を甲に提出し、承認を得るものとする。

(保安)

第12条 乙は、本業務の実施にあたり、次の各項により、地元関係者との無益な摩擦や紛争を起こさないよう細心の注意を払い、作業を実施するものとする。

2 交通及び保安に関係のある作業については、あらかじめ所管の官公署と十分な打合せを行い施行すること。

3 本業務従事者は常に言動には十分注意すること。

4 本業務従事者は常に周囲の安全管理に十分注意すること。

5 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに甲に報告すること。

（成果品の検定・検査・納品）

第13条 本業務の成果について、乙は主任技術者による自社点検を徹底し、工程毎及び作業完了後に主任技術者立ち会いのうえ、甲の検査を受けるものとする。また、C工程については検定に関する技術者を有する第三者機関による検定を受けることとする。

2 前項の検査において、甲から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合は、乙はこれを速やかに修正し、再検査の合格をもって次工程作業への着手又は業務の完了とするものとする。

3 作業が終了し、検定、検査に合格した成果品は、逐次納品するものとする。

4 地籍調査のC、E、F工程から作成される成果等については紙の成果品とともに、「地籍調査成果電子納品要領」に従い、電子媒体（CD-R）でも納品するものとする。また、ファイル名を日本語表記したPDFファイルも併せて納品するものとする。

（成果品の瑕疵）

第14条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い必要な処理を乙の負担において行うものとする。

（成果品の帰属）

第15条 本業務で使用された資料及び成果品等は、すべて甲に帰属するものとし、甲の承諾を受けないで他に公表、貸与してはならない。

（業務の完了）

第16条 本作業の完了は、第八章に定める成果品を提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

（損害の賠償）

第17条 乙は、本業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従うものとする。損害賠償の責任は乙が負うものとする。

(疑義)

第18条 乙が、本作業実施にあたり本仕様書等に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、甲と協議の上、指示を受けるものとする。

第二章 業務の概要

(業務概要)

第19条 一筆地調査業務及び地籍測量業務とし、測量の方式は地上測量による方式（以下「地上法」という。）とする。

(業務内容)

第20条 作業の工程は次のとおりとする。

(1) 地籍図根三角測量（C工程）

(2) 一筆地調査（E工程）

(3) 細部図根測量（FⅠ工程）

(4) 一筆地測量（FⅡ-1工程）

2 準則第42条第2項の規定により地籍図根多角測量を省略し細部図根測量を実施する場合は、運用基準に定めるところによるものとする。

(貸与)

第21条 本業務を遂行するため、甲は乙に下記の資料を貸与するものとする。

(1) 一筆地調査に必要な資料 一式

(2) 国土調査法第24条第3項に規定する身分を示す証明書 一式

(3) 街区基準点及び既設地籍図根点等の基準点の成果及び点の記 一式

(4) その他関係資料 一式

第三章 一筆地調査（E工程）

（一筆地調査における業務分担）

第22条 甲と乙の業務分担は以下のとおりとし、◎は主体的に、○は補完的に行うものとする。

分類	作業名	作業内容	甲	乙	備考
1	作業準備	作業打合せ	◎	◎	
		作業打合せ簿の作成		◎	
		作業進行予定表の作成		◎	
		貸与資料の準備	◎		
		登記所調査（要約書、公図等）	◎	○	
		所有者等名簿作成		◎	
		所在不明所有者の調査	◎		
		説明会（地元、所有者等）の通知	◎	◎	
		説明会（地元、所有者等）資料の作成	○	◎	
		説明会（地元、所有者等）の開催	◎	◎	
		出席者名簿（地元、所有者等）の作成		◎	
		登記所・県等関係機関との調整	◎	◎	
E2	作業進行予定表の作成	現地調査計画立案		◎	
		現地調査計画案審査	◎		
E3	単位区域界の調査	単位区域界調査		◎	
E4	調査図素図等の作成	調査図素図の作成		◎	
		調査図一覧図の作成		◎	
		地籍調査票の作成		◎	
		調査図素図等の審査	◎		
E5	現地調査等の通知	立会日程案作成		◎	
		立会通知書の発送		◎	
		個人別台帳（調査前）の郵送		◎	
E6	市町村の境界の調査	通知・立会		◎	
		境界標設置		◎	
E7	現地調査等	作業打ち合わせ簿の作成		◎	
		立会（所有者、地番、地目、筆界の確認）		◎	
		立会写真撮影・記録		◎	
		農地から農地以外の変更調書の作成		◎	
		調査図等の整理		◎	
		地籍調査票への記入、署名又は記名押印		◎	
		作業日誌・問題点等報告書の作成		◎	
		境界確認不調箇所調書（完了報告書）		◎	
E8	取りまとめ	権利者一覧表の作成		◎	
		無反応な土地所有者の取りまとめ		◎	
		筆界未定となる土地の取りまとめ		◎	
		一筆地調査工程管理 記録表（各工程）		◎	
		一筆地調査完了報告書（集計表）		◎	
		点検整理		◎	
E9	実施者検査	市検査	◎		原則、乙立ち会う
E10	認証者検査	県検査	◎		原則、乙立ち会う
再調査	□立会要請通知書 本仕様書第30条第4項により通知する。 □現地再調査 再調査は数回実施する。	再調査計画		◎	
		立会要請通知書の発送		◎	
		再立会の連絡調整		◎	
		現地調査		◎	
		調査図等の整理		◎	
		再立会調書		◎	

(計画・準備等)

第23条 乙は、本業務の実施計画を立てるとともに、必要な資料の収集、所有者名簿及び個人別台帳の作成等の作業準備を行うものとする。

(作業進行予定表)

第24条 乙は、一筆地調査の作業進行予定表を作成し甲に提出するものとする。

2 一筆地調査の実施時期については、監督職員の指示に従うものとする。

(単位区域界及び市町村界の調査)

第25条 乙は、地籍調査実施区域界の調査を現地調査等により行うものとする。

また、市町村界のある場合は、地籍調査実施区域界の調査と併せて市町村界の調査を行うものとする。

(関係機関との調整)

第26条 甲は、調査に関係する関係官公署等に対し協力の要請を行い、乙とともに調査の調整を行うものとする。

(関係資料の貸与)

第27条 資料の収集は、原則として甲が行う。但し、甲は、必要に応じて乙に資料の収集を行わせることができるものとする。

(説明会の開催)

第28条 一筆地調査を行うにあたり甲と乙は、地域住民及び土地の所有者(相続人を含む。)、その他の利害関係人又はこれらの者の代理人等(以下「所有者等」と言う。)に対し、調査対象地区及びこれに隣接する所有者等説明会を開催し、本事業の円滑な実施に努めるものとする。

2 甲と乙は、所有者等説明会にあたり、案内通知の送付物を作成するとともに、地籍調査の意義、目的、一筆地調査方法及び測量方法、期間、境界杭の設置に関する基本的事項等を記載した資料を作成し、説明会において配布、説明するものとする。また、乙は、出席者名簿を作成するものとする。

3 所有者等説明会の案内文は乙が封入作業を行い、甲が発送するものとする。

(調査図素図及び地籍調査票の作成)

第29条 乙は、一筆地調査を行うにあたり準則及び国の定める調査図素図表示例並びに地籍調査票の様式及び作成要領に基づき、調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票を作成するものとする。

2 調査図素図は、法務局備付けの公図を使用して作成するものとする。

3 調査図一覧図は、調査図素図の接合関係等を示し必要事項を記して作成するものとする。

4 地籍調査票は、法務局の土地登記簿を基に作成するものとする。

(現地調査の通知)

第30条 現地調査にあたり、乙は甲と十分な打合せを行い、現地調査に着手する時期を決定し、その日時、場所、所有者等を記入した立会日程案を作成するものとする。

2 乙は、委任状、相続人及び共有者代表者届の整理を行い、また公有財産の管理者の確認等により立会者の把握に努めるものとする。但し、所在不明者等については甲が調査を行うものとする。

3 乙は、現地調査の実施にあたり、立会目的・日時等を記載した立会通知文書を作成し、立会日の二週間前までに土地所有者等に発送するものとする。

4 乙は、前項の通知の結果、不立会となった所有者等に再立会の通知文書を送付するものとする。また、その対応の記録は乙が行い、その様式は甲と協議するものとする。

5 乙は、土地所有者等から立会日程の変更要望があったときは、日程調整を行うものとする。また、立会日程に変更が生じた場合は、その旨を甲に通知するものとする。

(現地調査)

第31条 乙は、調査図素図に基づき毎筆の土地についてその所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。

2 乙は、現地調査を円滑に進めるため、事前に法務局に備付けの測量図、境界確定書及び地検帳等関係資料の確認や現地踏査等により、境界の参考となるものについて準備し、現地立会時に所有者等に説明すること。なお、既存の資料と現地に相違がある場合は、関係する所有者等の全員の同意により境界を確認すること。

- 3 乙は、土地の境界について隣接する土地双方の所有者等を立ち合わせ、当該所有者等の同意を得たうえで境界杭等を設置し、筆界点の番号プレートを設置するものとする。
- 4 乙は、一筆地調査の結果、筆界の確認が得られなかったものについては、その経緯を記録し、甲に提出する。その後の調査については、甲の指示に従うものとする。なお、筆界未定についての最終判断は、甲が行うものとする。
- 5 乙は、現地調査の立会の経緯を記録するため、地籍調査票へ土地の所有者等に署名又は記名押印してもらうものとする。また、地籍調査において同意（承認）を得ることとされている事項については、所有者等に十分な説明を行い、同意のうえ署名又は記名押印してもらうほか、地籍調査票に必要な事項を記録し、整理するものとする。

なお、再立会を行う場合は、再立会後に、土地の所有者等に再度、署名又は記名押印をしてもらい立会時の経緯を記録すること。
- 6 甲は、地目の調査において、農地法の適用がある土地の現況が、農地以外の用途で利用され、その変更について農地法上の許可手続きを経てないものについては、その旨を農業委員会に通知し、あるいは地目の認定につき疑義がある場合には同委員会の参考意見を求めるなど、事後に不要なトラブルを起こさないように配慮するものとする。ただし、同委員会に通知する地目変更資料の作成は乙が行うものとする。

（作業日誌、不調箇所調書等）

- 第32条 乙は、現地での一筆地調査の立会者氏名、調査状況等について速やかに作業日誌を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 乙は、立会状況については、デジタルカメラ等を用いて適宜写真撮影を行うものとし、後日CD-R等に記録し納品するものとする。
 - 3 乙は、一筆地調査を行うにあたり問題点等があった場合は、業務場所、問題点等を記載した問題点等報告書を作成し、甲に提出するものとする。
 - 4 乙は、境界確認が不調に終わった場合は、調査内容、処理結果等を記載した境界確認不調箇所調書を作成し、甲に提出するものとする。

(調査図及び結線図の作成)

第33条 乙は、第31条の現地調査に基づき、次の事項を記録して調査図を作成するものとする。

- (1) 分割があったものとして調査する場合
- (2) 合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
- (3) 新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合
- (4) 滅失（一部滅失を含む）又は不存在地があった場合
- (5) 地番を変更する場合
- (6) 住所・氏名の変更があったものとして調査する場合
- (7) 地目の変更があったものとして調査する場合

2 乙は、前項の調査図等に筆界点の番号を記載した結線図（筆界点の番号と筆界点を結ぶ線が分かる図面）を作成するものとする。

(登記嘱託書の作成)

第34条 乙は、調査図素図の作成時並びに現地調査において、公図の地番や土地境界の錯誤による地図訂正や、白地の土地表示登記等の必要がある場合は、甲と協議の上、登記嘱託書の作成に協力し、甲は管轄の法務局に申請するものとする。

(取りまとめ)

第35条 乙は、調査図及び地籍調査票を基に最終の照合作業を行うものとする。

2 乙は、照合作業において不適合が発見された場合は、原因を調査し必要に応じて該当の所有者等への通知を行い、再調査するものとする。

3 準則第30条第3項から第5項に該当するものについては、対象地を取りまとめ、資料の作成及び法務局協議等、甲に協力すること。

(一筆地調査完了報告書)

第36条 乙は、一筆地調査完了報告書を作成し甲に提出するものとする。

2 一筆地調査完了報告書は、一筆地調査の結果として、調査前・調査後、原因及びその日付、調査図素図、調査図等のデジタルデータを作成するものとし、ファイルレイアウト等については、甲の指示に従うものとする。

3 乙は一筆地完了報告書を提出後に、土地所有者等関係者から疑義があった場合には、誠意をもって甲とともに対応すること。

(異動事項の整理)

第 37 条 乙は、調査期間内においての土地の異動等については、土地登記簿等と照合確認し、整理するものとする。

第四章 地籍図根三角測量 (C 工程)

(地籍図根三角測量)

第 38 条 乙は、地籍図根三角測量の実施については、準則及び運用基準に定めるところにより作業を行うものとする。

2 乙は、測量法第 26 条・第 30 条の規定による測量標・測量成果の使用承認申請書を作成し、甲に提出するものとする。

3 地籍図根三角点の座標値及び標高は、T S 法の場合には厳密網平均計算により求めることとし、G N S S 法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合に使用する厳密網平均計算または三次元網平均計算のプログラムについては甲の承認を得なければならない。

4 乙は、地籍図根三角測量を実施するために、障害物の伐採及び標識の埋設を行う場合は、その内容を甲に報告するとともに、土地所有者の許可を受けなければならない。

5 乙は、選点の結果を地籍図根三角点選点図及び地籍図根三角点平均図に取りまとめて、甲と協議し承認を得るものとする。

6 標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測量作業のため、埋設の場合は保護石等を設置するように努めるものとする。

第五章 細部図根測量 (F I 工程)

(細部図根測量)

第 39 条 乙は、細部図根測量の実施については、準則及び運用基準に定めるところにより作業を行うものとする。

2 選点の結果は細部多角点選点図及び細部多角点平均図に取りまとめて、甲と協議し承認を得るものとする。

- 3 標識については、甲の指示する規格の金属鉋またはプラスチック杭等を設置するものとする。

第六章 一筆地測量（FⅡ-1工程）

（一筆地測量）

第40条 乙は、一筆地測量の実施については、準則及び運用基準に定めるところにより作業を行うものとする。

第七章 成果品

(成果品)

第41条 本業務による納入成果品は次のとおりとする。

単位作業	記録及び成果	電子納品 格納対象
1. 各単位 作業共通	①工程表 ②検査成績表 ③作業従事者名簿 ④その他工程上必要な資料 ⑤電子納品 (CD-R) (E工程～FⅡ-1工程) ⑥PDFファイル (CD-R) 電子納品格納対象のファイル名を日本語表記にしたもの。	○
2. E工程 一筆地調査	①公図の写し ②要約書の写し ③調査図素図 ④調査図および調査図一覧図 ⑤結線図 ⑥地籍調査票綴 (異動事項、署名又は記名押印) ⑦個人別台帳 (調査前) ⑧関係機関との打合せ及び協議事項の資料 ⑨作業日誌及び現地立会の記録簿 (問題報告書、境界確認不調箇所調書、再立会調書を含む) ⑩一筆地調査完了報告書 (農地転用一覧表を含む) ⑪意向調査書類一式 (委任状・相続人代表者届等) ⑫地籍簿(案) (地積、地図番号が入っていないもの)	○ ○ ○ ○ ○ ○ — ○ ○ ○ ○ —
3. C工程 地籍図根三角 測量	①基準点等成果表写し (国土地理院) ②地籍図根三角點選点手簿 (写真添付) ③地籍図根三角点測量選点図・平均図・観測図 ④地籍図根三角測量観測計算諸簿 ⑤地籍図根三角点網図 ⑥地籍図根三角点成果簿 (写真添付) ⑦精度管理表 (点検測量も含む) ⑧成果検定証明書	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4. FⅠ工程 細部図根測量	①細部図根點選点図 ②細部多角点平均図 ③細部図根測量観測計算諸簿 ④細部図根点網図 ⑤細部図根点成果簿 ⑥精度管理表 (点検測量も含む)	○ ○ ○ ○ ○ ○
5. FⅡ-1工程 一筆地測量	①一筆地測量観測計算諸簿 ②精度管理表	○ ○

2 乙の、本業務による成果品の保存期間は、成果品納入後10年(電子媒体による保存でも可)とする。

また、地籍調査の成果が法務局に送付された後に、当該成果に係る明らかなる誤りが発見された場合には、乙は甲に協力するものとする。

地籍調査事業費算定簿（D）「令和7年度 調査地区集計表」

消費税 10%

No	計 画 区 の 名 称		調査事業名 委託形態	調査面積 (K㎡)	換算面積 (K㎡)	地 籍 調 査 費						後続調査	特 記 事 項
	コード					委託工程	直営工程	地籍集成図	当該年度 数値情報化	過 年 度 数値情報化	現場技術 業 務 費	成果検定費	
①	20243920401	中谷の一部	地籍調査事業一般（外注）	0.804	0.55								C, FⅡ-1, FⅡ-2
②													
③													
④													
⑤													
⑥													
⑦													
⑧													
⑨													
⑩													
⑪													
⑫													
各地区の総合計				0.804	0.55	※1						※5	

諸経费率：小数第3位（小数点第4位四捨五入）						左の計 円
諸経費（直接経費（※1）× 諸経费率）	※2					
直接経費（※1）＋ 諸経費（※2）（1万円未満切捨）	※3					
消費税＋地方消費税：小数第3位		0.100				
消費税相当額	※4					
成果検定費（※5）（1万円未満切捨）	※6					
消費税＋地方消費税：小数第3位		0.100				
消費税相当額	※7					
業 務 価 格（※3）＋（※6）						
消 費 税 相 当 額（※4）＋（※7）						
設 計 金 額（※3）＋（※4）＋（※6）＋（※7）						

事 業 量	
地籍調査	K㎡ 0.55
地籍集成図	K㎡
当該年度数値情報化	K㎡
過年度数値情報化	K㎡

地籍調査事業費算定簿（A－1）「地 上 法」

2 0 2 5 年度

消費税 10%

地籍調査事業費算定簿（A－1）「地 上 法」										2 0 2 5年度			消費税 10%			事業の種類			都道府県名	市区町村名
													地籍調査事業一般（外注）			高知県		南国市		
計画区コード	計 画 区 名	計画区面積		区分	計画区 総筆数	一筆平均 面 積	縮 尺	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		(周長) ² ／面積：周長 ＝ 5.18				
20243920401	中谷の一部	0.804 Km ²		調査前 (E, H)	筆 580	m ² 1,386	精 度	甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	整形	不整形	33 倍 0				
																		○		
		計画区着手 年 度		調査後 (F, G)	筆 389	m ² 2,067	傾斜条件	平 坦	緩 傾	中 傾	急 1	急 2	急 峻		○	計画区から距離				
		2024年度					視通条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I	大 II					
											○									

工程略称		傾斜度 α	視 通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε	谷地田 γ	連 乗 計	工程実施 面 積 (Km ²)	変化率	基準金額(円) (1Km ² 当り)	直接経費（切捨・円単位）		換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	換算面積 未計上 小数5位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
												委託工程	直営工程				
C									0.804					0.05	0.04		成果検定費 円 スタティック法
D																	
F I									0.804					0.36	0.29		D工程省略 TS法
F II-1									0.804					0.27	0.22		TS法
F II-2																	
G																	
E	E																
	E 1																
	E 2																
	図面等調査																
	材料費																
H	H 1																
	H 3																
	H 2																
	複図費								(枚)								
現況																	
復元																	
委託工程	旅費																
	使用料及び賃借料																
	打合せ費																主任技師1.5、技師1、技師補0.5
	その他作業工程																
	諸経費 上段： 率 下段：金額																
	※直接経費+諸経費 消費税相当額																
	成果検定費 消費税相当額																
直営工程	賃金等																
	報償費																
	使用料及び賃借料																
	精度管理費																
	備品費																
	需用費 (材料費)																E工程:0、H工程:0
	需用費 (消耗品費等)																E工程:0、H工程:0
	旅費																
	安全費																
(計 画 区 合 計)												円	円	換算面積	0.55 Km ²		

C工程 工程基準額(円／km²)

地区コード	20243920401
地区名	中谷の一部
縮尺	1／1000
標準作業量	新点 2点(整合点検1点)
観測手法	スタティック法

電子基準点のみを与点とした場合<整合点検1点>
GNSSアンテナタワー有り
図根点保護有り
成果検定有り

1. 直接人件費		内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師					人			
測量技師					人			
測量技師補					人			
測量助手					人			
測量補助員					人			
(小 計)								①

2. 需用費(材料費)		品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	コンクリート杭	10×10×70cm	2.0	本				
	図根点保護コンクリート	0.1m ³	2.0	箇所				
(計)								②
雑品費	所用材料費の(計)				%			③
(小 計)								④=②+③

3. 機械経費		品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	GNSS測量機	1級	3.0	台日				
	GNSS解析用計算機	解析用ソフト含む	0.5	台日				
	GNSSアンテナタワー	アンテナ高10M程度	3.0	台日				
(計)								⑤
雑器具費	①+④+⑤				%			⑥
(小 計)								⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)		数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)		%			
(小 計)						⑧

5. 安全費		数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率	-	%			
(小 計)						⑨

6. 精度管理費		数量		単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数					
(小 計)						⑩

7. 工程別基準額		金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧+⑨+⑩)		

8. 成果検定費		金額	備考
成果検定費			

F I 工程

工程基準額(円／km²)

(D工程省略)

地区コード	20243920401
地区名	中谷の一部
縮尺	1／1000
標準作業量	233点(細部図根点)
観測手法	TS法

成果検定無し

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
測量補助員				人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭	3.0×3.0×40cm	218	本			
(多角点)	プラスチック杭	4.5×4.5×45cm	15	本			
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級	5.8	台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ型	8.9	台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)		数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)		%			
(小 計)						⑧

5. 安全費		数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率	-	%			
(小 計)						⑨

6. 精度管理費		数量		単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数					
(小 計)						⑩

7. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧+⑨+⑩)	

8. 成果検定費	金額	備考
成果検定費		

FⅡ-1工程 工程基準額(円／km²)

地区コード	20243920401
地区名	中谷の一部
縮尺	1／1000
標準作業量	2,880点(筆界点)
観測手法	TS法

成果検定無し

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
測量補助員				人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費							
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級	22.0	台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ型	18.0	台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)		%		
(小 計)					⑧

5. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率	-	%		
(小 計)					⑨

6. 精度管理費	数量	単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数			
(小 計)				⑩

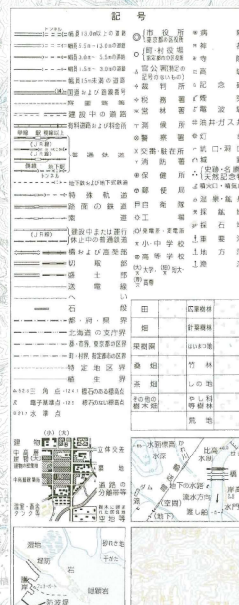
7. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧+⑨+⑩)	

8. 成果検定費	金額	備考
成果検定費		

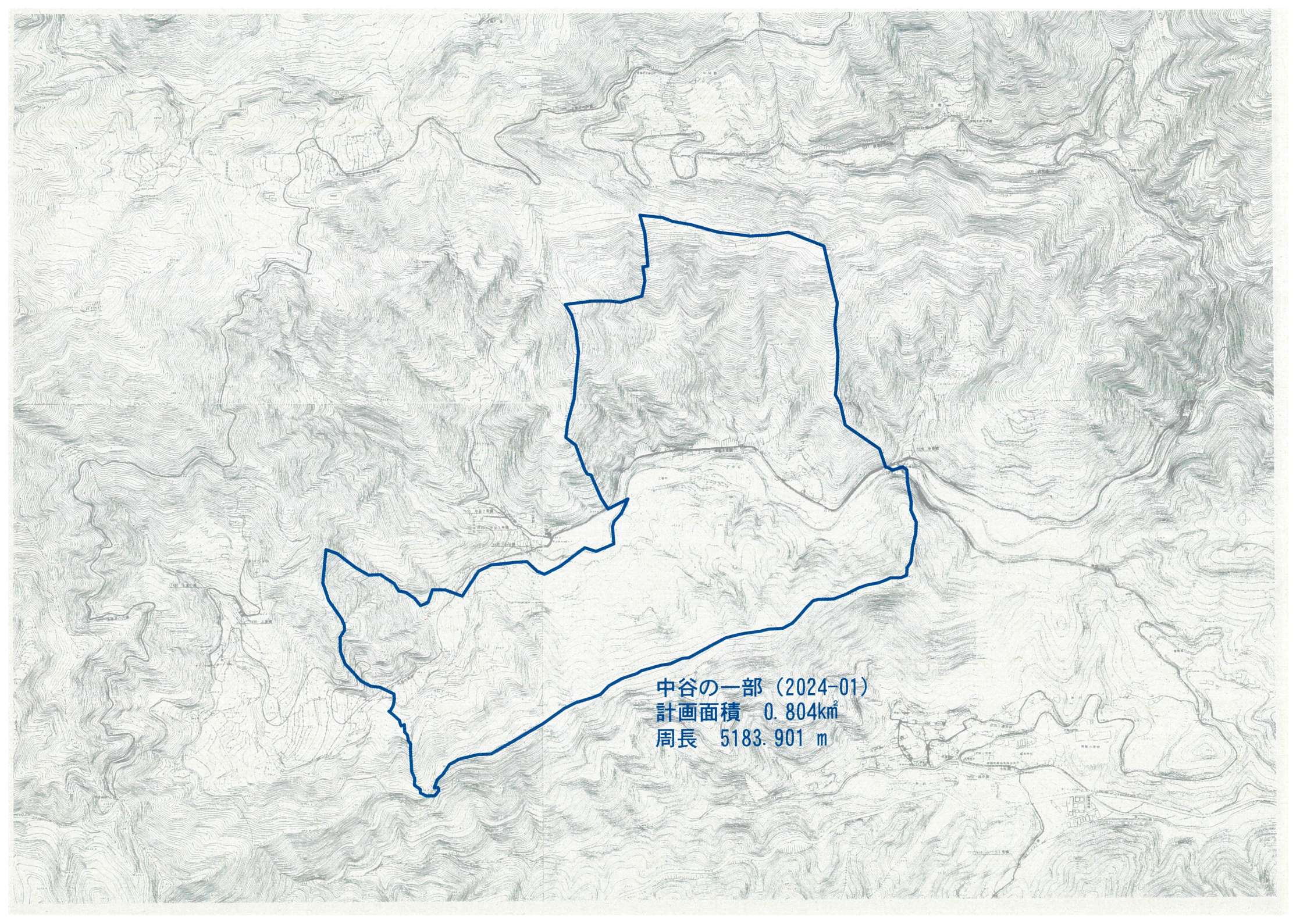
公表単価一覧表

[illegible]

令和7年度 地籍調査事業実施区域図



1 : 50,000

A detailed topographic map showing contour lines and terrain features. A blue line outlines a specific area. Overlaid on the map is text in Japanese characters and numbers.

中谷の一部 (2024-01)
計画面積 0.804km²
周長 5183.901 m